

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休日に当  
るときは、  
翌日)

## 目次

### ◇告示 自衛官の募集

青少年に有害な図書類の指定

保険医療機関等の指定

保険医等の登録

肥料の登録

土地改良区の定款の変更の認可

都市計画事業の認可

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

### ◇内水面漁場 管理委告示

うぐいの採捕の禁止

### ◇公告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第四百六十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百十四条及び第一百七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和六十一年度第二次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和六十一年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 採用する自衛官

(一) 男子 二等陸士、二等海士及び二等空士

(二) 女子 二等陸士

#### 二 募集期間

1 男子については、昭和六十一年七月一日から同年九月三十日までとする。

2 女子については、昭和六十一年五月二十六日から同年七月五日までとする。

#### 三 試験期日

1 男子については、募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和六十一年七月十四日とする。

#### 四 試験場の位置及び名称

(一) 男子

鳥取市鍛冶町一八一三  
 自衛隊鳥取地方連絡部  
 倉吉市見日町七〇九  
 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所  
 米子市東町三二七  
 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

(二) 女子

米子市両三柳二六〇三  
 陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

- 1 男子については、募集期間中の毎月とする。
- 2 女子については、昭和六十一年九月又は六十二年一月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- (一) 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- (二) 身体検査
- (三) 口述試験
- (四) 適性検査

鳥取県告示第四百六十七号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名等
		題 号	類		
2278	雑誌その他 の刊行物	エッチ大好き明菜のおしゃぶり やさしくみつめて	GE- チA	雑誌 7-140	アリス出版
2279	"	結核いじり GROOVY倶楽部	GE- チC	雑誌 7-140	アリス出版
2280	"	淫乱遊戯 愛のしずく	GE- チD	雑誌 7-140	石垣 章
2281	"	ニコーCream 美味しんぼ版 肉弾マコ淫交	NC- 7-F	雑誌 7-140	キャラル出版
2282	"	ハニーギヤル通信	GE- チ1	雑誌 7-140	キャラル出版
2283	"	エロスファンキウス 快樂絶叫地帯	EP- 7-F	雑誌 7-140	クラインスラープロ
2284	"	EROS・UP 欲情満満	EP- 7-F	雑誌 7-140	クラインスラープロ
2285	"	アップル通信 6月号		雑誌 7-140	三和出版株式会社
2286	"	ザBESTギヤル 2月号		雑誌 7-140	徳新和出版社

2287	"	オレソジ通信 6月号	雑誌コー ポ021 89-6	株式会社東京三 世社
2288	"	妖精天国 娯楽8号	Y T 一 7 一 F	Do 企画
2289	"	快樂実話告白人 今嬢俱樂部 淫乱のお嬢さま	Z D 一 6 一 F	Do 企画
2290	"	メッセージ MESSAGE	M E 一 6 一 F	Do 企画
2291	"	膾炙男狂い	G E 一 カ B	Do 企画
2292	"	Hihel	H H 一 7 一 F	Do 企画
2293	"	裸撫フノーバー	L F 一 6 一 F	Do 企画
2294	"	スナイプ Y部が微熱	S P 一 6 一 F	童里夢社
2295	"	Juicy	S J 一 6 一 F	童里夢社
2296	"	オレソジ KISS	G E 一 カ 2	童里夢社

鳥取県告示第四百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大谷整形外科医 院	鳥取市正蓮寺字駿崎四二一	昭和六十一年四月十五日
渡部 医 院	米子市大篠津町四六九四	昭和六十一年四月十六日
木村齒科医院	境港市小篠津町八九三	昭和六十一年四月十五日
長谷齒科医院	八頭郡智頭町大字智頭一八六〇	"
福 羅 医 院	倉吉市山根五三二	"
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	"
多名部齒科クリ ニック	鳥取市永楽温泉町一六〇	昭和六十一年四月十八日

鳥取県告示第四百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
角 道 雄	鳥 葉 第 五 九 七 号	昭 和 六 十 一 年 四 月 十 日
田 中 誠	鳥 医 第 三 、 三 七 〇 号	〃
松 井 貴 美 子	鳥 葉 第 五 九 八 号	昭 和 六 十 一 年 四 月 十 一 日

鳥 取 県 告 示 第 四 百 七 十 号

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 ( パ ー セ ン ト )	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者 の 名 称 及 び 住 所	登 録 年 月 日
鳥 取 県 第 五 〇 五 号	甲 殻 類 質 肥 料 粉 末	カ ニ 殻 粉 末	窒 素 全 量 四 ・ 〇 りん 酸 全 量 四 ・ 〇		日 本 冷 熱 株 式 会 社 境 港 市 昭 和 町 二 一 一 四	昭 和 五 十 九 年 十 一 月 十 六 日
鳥 取 県 第 五 〇 六 号	乾 燥 菌 体 肥 料	水 産 乾 燥 菌 体 肥 料 三 号	窒 素 全 量 六 ・ 〇 りん 酸 全 量 五 ・ 〇	公 定 規 格 の と お り	社 団 法 人 境 港 水 産 加 工 汚 水 処 理 公 社 境 港 市 昭 和 町 二 一 一 九	昭 和 六 十 年 七 月 一 日
鳥 取 県 第 五 〇 七 号	蒸 製 魚 鱗 及 び 其 の 粉 末	蒸 製 う ろ こ 粉 末 二 号	窒 素 全 量 六 ・ 〇 りん 酸 全 量 二 〇 ・ 〇		社 団 法 人 境 港 水 産 加 工 汚 水 処 理 公 社 境 港 市 昭 和 町 二 一 一 九	昭 和 六 十 年 七 月 一 日
鳥 取 県 第 五 〇 八 号	魚 か す 粉 末	六 ・ 〇 魚 か す 粉 末	窒 素 全 量 六 ・ 〇 りん 酸 全 量 八 ・ 〇		鳥 取 産 業 株 式 会 社 岩 美 郡 岩 美 町 大 字 大 谷 三 一 〇	昭 和 六 十 年 八 月 十 一 日
鳥 取 県 第 五 〇 九 号	甲 殻 類 質 肥 料 粉 末	五 ・ 〇 か に 殻 粉 末	窒 素 全 量 五 ・ 〇 りん 酸 全 量 三 ・ 〇		鳥 取 産 業 株 式 会 社 岩 美 郡 岩 美 町 大 字 大 谷 三 一 〇	昭 和 六 十 年 八 月 十 一 日

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、  
次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日野川左岸土地改良区の定款の変更を昭和六十一年五月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、同法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定に基づき、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定により、併せて告示する。

昭和六十一年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

三 事業施行期間

昭和六十一年五月二十日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市皆生五番字南林ノ上地内

2 使用の部分 なし

五 収用の手続が保留される事業地の範囲

米子市皆生五番字南林ノ上地内

鳥取県告示第四百七十三号

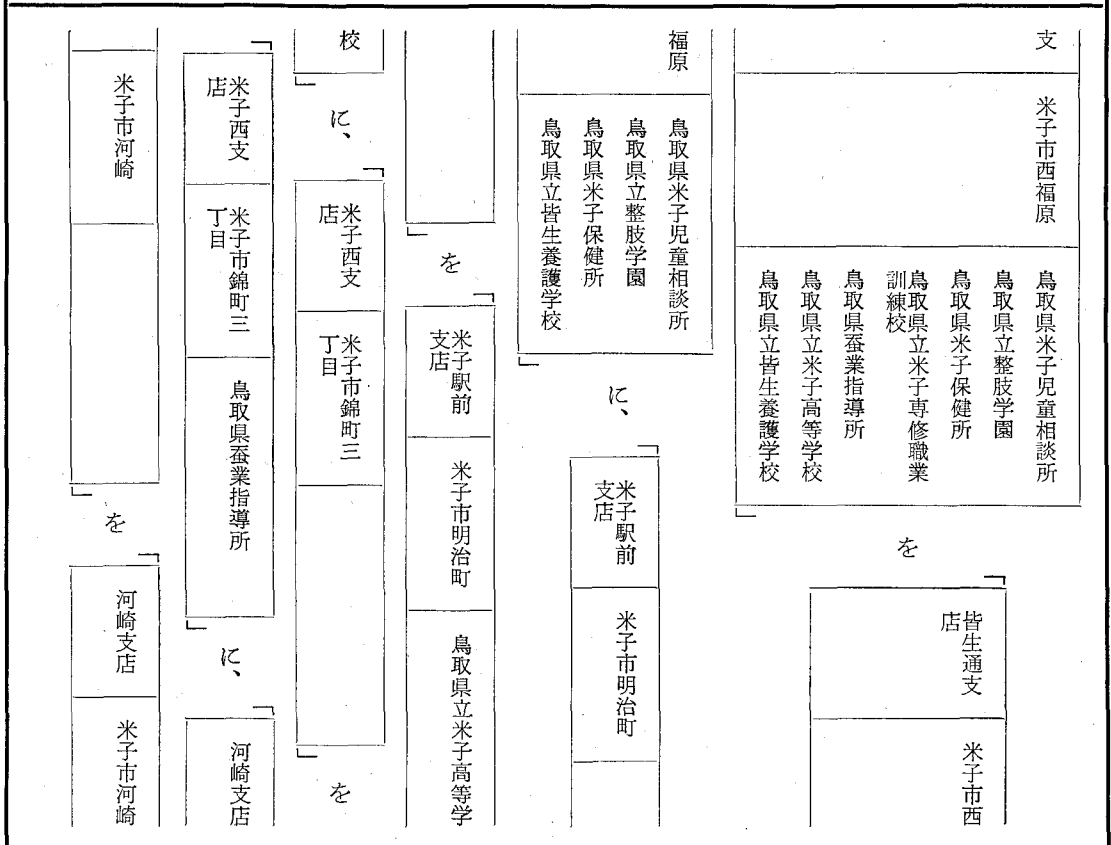
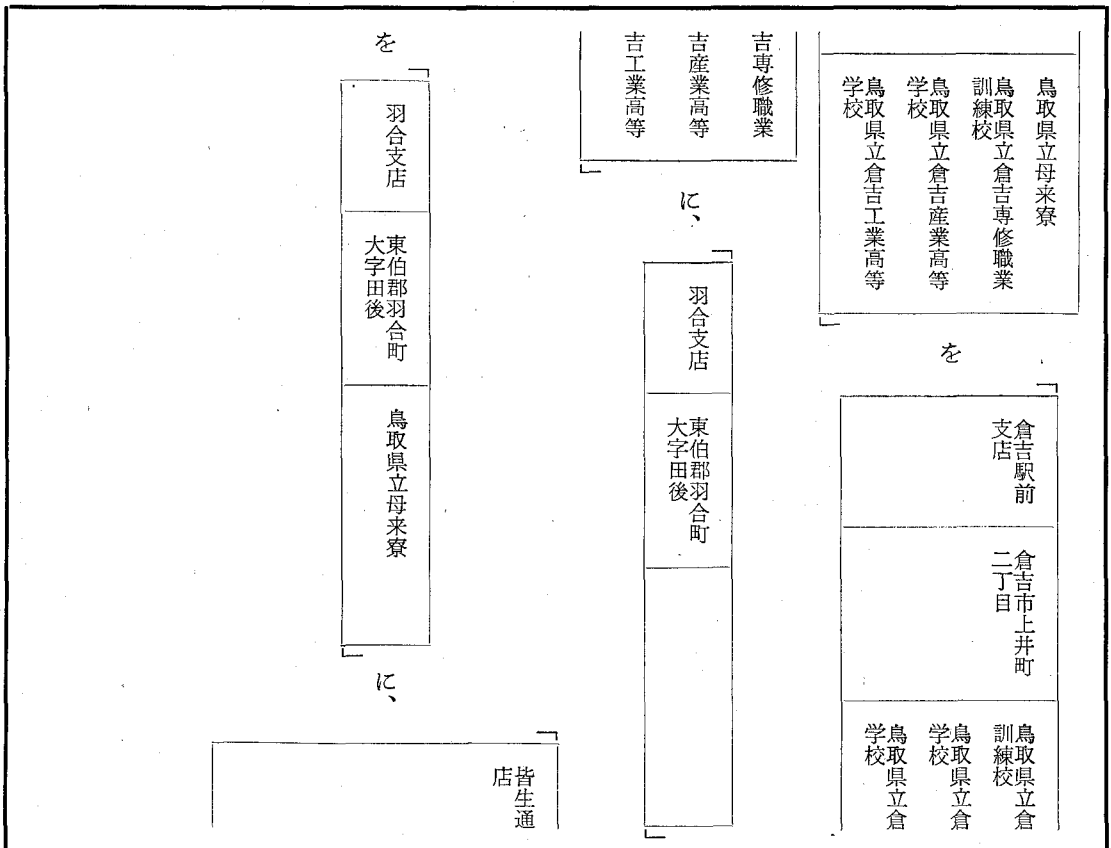
昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十一年六月一日から施行する。

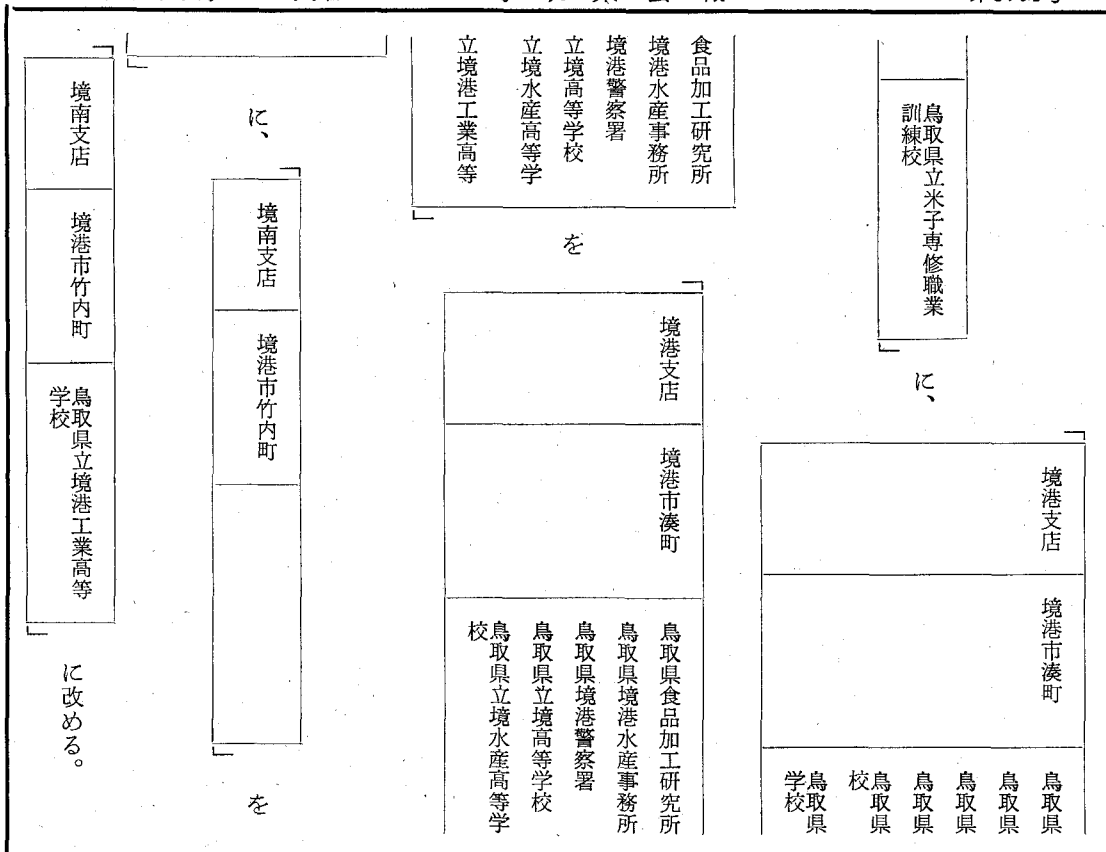
昭和六十一年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

倉吉駅前 支店	倉吉市上井町 二丁目
------------	---------------





### 内水面漁場管理委員会告示

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、うぐいの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和六十一年五月二十日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 早 栗 操

採捕を禁止する区域	禁止する期間
千代川水系に属する河川	昭和六十一年五月二十日から同年六月二十日まで
智頭町大字市瀬中島におけるかんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流二百メートルの区域	
智頭町大字市瀬島集におけるかんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流二百メートルの区域	
智頭町大字市瀬関屋におけるかんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流二百メートルの区域	
智頭町大字市毛谷における河川床止めえん堤上流端から上流五十メートル、下流二百メートルの区域	

天神川 水系に 属する 河川	智頭町大字大内におけ本谷川と北又股川との合流点の上流百五十メートル、下流二百メートルの区域 智頭町大字篠坂におけるかんがい用えん堤上流端から上流二百メートル、下流百メートルの区域 関金町大字安赤における 函谷橋下流端の下流三百三十メートルから四百三十メートルまでの区域
-------------------------	--

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の種類及び試験科目
  - (1) 試験の種類
    - ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
    - イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験
  - (2) 試験科目
    - ア 火薬類取締りに関する法令

- 1 一般火薬学
- 2 試験の期日及び場所
  - (1) 試験の期日  
昭和61年8月1日（金）
  - (2) 試験の場所  
鳥取市及び米子市
- 3 受験手続  
次の書類を鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。  
 なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県建設業協会各支部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
  - (1) 受験願書
  - (2) 履歴書
  - (3) 写真  
縦6センチメートル、横5センチメートルのものであって、出願前6月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。
  - (4) 住民票抄本
- 4 受験手数料及びその納付方法
  - (1) 受験手数料 3,800円
  - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 5 受験願書受付期間



昭和61年6月16日(月)から同月30日(月)まで(郵送による場合は、昭和61年6月30日(月)までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験票

受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857—26—7082)に問い合わせること。